

令和2年9月28日

令和2年第3回神奈川県議会定例会

環境農政常任委員会報告資料

環 境 農 政 局

目 次

I 「神奈川県まち・ひと・しごと創生総合戦略2015-19年度評価報告書(案)」 について……………	1
II 神奈川県生活環境の保全等に関する条例の一部改正について……………	4
III 森林環境譲与税の使途公表について……………	6
IV 神奈川県漁港管理条例の一部改正について……………	12
V 神奈川県海区漁業調整委員会委員の選任について……………	15

I 「神奈川県まち・ひと・しごと創生総合戦略2015-19年度評価報告書(案)」について

1 趣旨・経過

- ・ 県では、2015年度に策定した「神奈川県まち・ひと・しごと創生総合戦略」(以下「県総合戦略」という。)に示した施策の進捗状況について、毎年度評価を行い、施策の成果や課題を分析して、必要な改善や見直しを行ってきた。
- ・ 昨年度は、第1期県総合戦略(計画期間:2015~2019年度)の最終年度に当たることから、第2期県総合戦略(計画期間:2020~2024年度)に第1期の進捗状況等を反映するため、第1期のうち4年間の検証・評価を行い「2015-18年度評価報告書」を取りまとめた。
- ・ 今年度は、「2015-18年度評価報告書」を基に第1期の最終年度(2019年度)の数値目標やK P I(重要業績評価指標)の達成状況、その後の社会環境の変化などを踏まえて5年間の評価を行い、「2015-19年度評価報告書(案)」を取りまとめた。

＜評価方法＞

- 県が、基本目標の実現に向けた施策の最小単位である「小柱」ごとに、2019年度のK P Iの達成状況や、K P Iだけでは測りきれない様々な取組みの結果を把握の上、「2015-18年度評価報告書」における評価結果と合わせて、第1期5年間について総合的に一次評価を行う。
- 一次評価を踏まえ、神奈川県地方創生推進会議が第三者の立場から基本目標ごとに二次評価を行う。
- 県民に分かりやすく示すため、原則として「順調」「概ね順調」「やや遅れている」「遅れている」の4つの区分により評価結果を示すとともに、今後対応が求められる課題や改善を図るべき事項について整理する。

2 評価結果

(1) 基本目標ごとの二次評価（案）

第1期県総合戦略の基本目標ごとの進捗状況について、神奈川県地方創生推進会議（総合戦略推進評価部会）から次のとおり評価を得た。

基本目標	二次評価（案）
○基本目標1 県内にしごとをつくり、安心して働けるようにする	就業の促進に係るKPIが未達成となっているが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響などによるものであり、未病産業やロボット関連産業の創出・育成などの取組みが進んだことから、全体として「概ね順調に進んだ」と評価する。
○基本目標2 神奈川への新しいひとの流れをつくる	ヘルスケア・ニューフロンティアの発信等に関するKPIは達成している一方で、複数の数値目標が未達成となっているが、「三浦半島魅力最大化プロジェクト」に呼応して民間主導による地域活性化の取組みが活発化するなど神奈川のマグネット力を高める環境整備が着実に進んでいることから、「概ね順調に進んできたが、今後更なる取組みが必要」と評価する。
○基本目標3 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる	多様な働き方ができる環境づくり等のKPIは達成している一方で、複数の数値目標が未達成となっているが、「かながわ子育て応援パスポート」などの取組みにより、社会全体で子育てを応援する環境が整ってきていることから、「概ね順調に進んできたが、今後更なる取組みが必要」と評価する。
○基本目標4 活力と魅力あふれるまちづくりを進める	高齢になっても活躍できる社会づくり、個性豊かなまちづくりの推進などの取組みが進んでおり、KPIや数値目標の達成状況などから「概ね順調に進んだ」と評価する。

(2) 主な意見

今後の取組みに向け、留意すべき事項についての意見は次のとおり。

ア 基本目標全体

- ・ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の中で、例えば、テレワークへの意識の高まりなどをポジティブに捉え、新しい生活様式を定着していくための環境整備を進めることが重要である。

イ 基本目標1

- ・ 最先端医療関連産業の創出・育成については、「ライフイノベーションセンター」を核として周辺施設や様々な企業等と連携を図り、多様な知見を集約し、ネットワークの強化を図っていく必要がある。

- ・ 中小企業支援については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が、その経営に多大な影響を与えていることから、これまで以上にきめ細やかに、経営革新や円滑な事業承継に向けた支援を行う必要がある。

ウ 基本目標 2

- ・ 移住・定住の促進については、コロナ禍によるリモートワークの増加を大きなチャンスと捉え、ワーケーションなど「新しい生活様式」を見据えた、神奈川の魅力をアピールする施策を強化し、関係人口や定住人口の増加に結びつける取組みを進めていく必要がある。
- ・ 観光客の誘致促進については、コロナ禍における観光地の魅力発信に加えて、観光地での3密回避など、観光客の安全・安心にも配慮した取組みを進めていく必要がある。

エ 基本目標 3

- ・ 希望出生率の実現については、単独の自治体だけで成果を上げることは困難であり、国・県・市町村が連携し、継続した取組みを進める必要がある。
- ・ コロナ禍における妊娠・出産を支える社会環境の整備については、安全・安心な分娩環境の確保に取り組んでいく必要がある。

オ 基本目標 4

- ・ 未病を改善する環境づくりについては、ウィズコロナやアフターコロナも踏まえ、健康に対して無関心や無行動な方々が未病改善に取り組んでいただけるよう、今後さらなる取組みを進めていく必要がある。
- ・ 活力と魅力あふれるまちづくりについては、コロナ禍で地域活動が停滞する中、地域でのつながりがますます重要となっていることから、地域活動を支援する取組みを進める必要がある。

3 今後のスケジュール（予定）

令和2年10月下旬 神奈川県地方創生推進会議で議論
12月下旬 「2015-19年度評価報告書」公表

《参考資料》

神奈川県まち・ひと・しごと創生総合戦略2015-19年度評価報告書（案）

Ⅱ 神奈川県生活環境の保全等に関する条例の一部改正について

大気汚染防止法（以下「法」という。）の一部改正に伴い、神奈川県生活環境の保全等に関する条例（以下「条例」という。）の関係規定を整備する必要が生じたことから、その概要について報告する。

1 改正の経緯

令和元年9月の当常任委員会に、石綿（アスベスト）対策を含めた次の事項について、条例改正素案をとりまとめ、その概要について報告した。

- 災害を視野に入れた対応
- 環境管理事業所・環境配慮推進事業所制度
- **石綿（アスベスト）対策**
- 土壌汚染対策
- 地下水採取規制
- 罰則の変更その他の改正

その後、令和元年12月の神奈川県環境審議会の答申において、「石綿対策については、大気汚染防止法の改正に係る国の動向を注視しながら、改正作業を進めていくことが適当である。」とされたことを踏まえ、石綿（アスベスト）対策に関する事項を除き、令和2年第1回定例会に議案を提出し、議決を経て3月に改正条例を公布した。

令和2年6月に大気汚染防止法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）が公布されたことから、今回、石綿の飛散防止に関する規定について、条例の改正素案をとりまとめた。

2 改正素案の概要

(1) 建築物等の解体等作業に係る石綿の飛散の防止

石綿の飛散・ばく露防止対策をより確実にするための規定を設ける。

ア 定義の改正

石綿に係る規定が適用される建築材料、作業、工事について新たに定義する。なお、この条例の規制対象とする建築材料は、吹付け石綿並びに石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材とする。

イ 届出

(ア) 改正法第18条の17第1項に規定する特定工事の発注者又は特定工事を自ら施工する者は、同条第1項又は第2項の規定に基づく届出の際に、作業の管理体制等を届け出る規定を設ける。

(イ) 上記の届出をした者は、作業完了後にその旨を届け出る規定を設ける。

ウ 周辺住民への周知

石綿除去等の工事の施工者は、あらかじめ広告物の配布等の方法により周辺住民等に対し、工事施工者の氏名又は名称、作業実施期間等を周知する旨の規定を設ける。

エ 石綿濃度等の測定

石綿除去等の工事の施工者は、工事中における大気中の石綿濃度等を測定し、その結果を記録、保存しなければならない旨の規定を設ける。

オ 事故時等の措置

石綿除去等の工事の施工者は、石綿の大気中への排出又は飛散若しくはそのおそれが生じたときは、その旨を県に通報するとともに、石綿の飛散を防止するための応急措置をとる旨の規定を設ける。

カ 違反者等への勧告

届出等の規定に違反している者等に対して、必要な措置を講ずべきことを勧告できるよう規定を設ける。また、当該勧告を受けた者が、正当な理由がなく当該勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができるよう規定を設ける。

(2) 石綿を含有する建築材料を使用する建築物の適正管理

災害で倒壊した建築物や長期間放置された建築物等からの石綿の飛散を防止するため、建築物等の所有者、管理者及び占有者は、当該建築物等に石綿を含有する建築材料が使用されているかを把握するとともに、石綿の大気中への排出又は飛散を防止するために必要な措置を講ずるよう努める旨の規定を設ける。

3 今後のスケジュール（予定）

令和3年2月 条例改正議案を提出

令和3年10月 改正条例の施行

Ⅲ 森林環境譲与税の使途公表について

温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るため、平成31年3月に森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（以下「法」という。）が制定され、令和元年度から、都道府県及び市町村に森林環境譲与税が譲与されている。森林環境譲与税の使途については、森林整備や木材利用などが法に定められており、インターネットの利用その他適切な方法により公表することとされている。

このたび、初めての使途公表となることから、令和元年度の取組状況及び使途公表の考え方などについて報告する。

1 森林環境税及び森林環境譲与税の概要

(1) 目的

森林の有する公益的機能の維持増進を図るとともに、パリ協定の枠組みの下における我が国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るため、森林環境税及び森林環境譲与税を創設する。

(2) 森林環境税の概要

ア 納税義務者は国内に住所を有する個人とし、国税として課する。税額は年1,000円とする。

イ 賦課徴収は市町村が個人住民税と併せて行い、都道府県を經由して税収の全額を国に払い込む。

ウ 森林環境税の賦課徴収は令和6年からとする。

(3) 森林環境譲与税の概要

ア 森林環境税の収入額に相当する額を森林環境譲与税として、市町村及び都道府県に譲与する。

イ 譲与基準

譲与先	譲与割合	譲与基準
市町村	総額の9割	50%：私有林人工林面積（林野率による補正あり） 20%：林業就業者数 30%：人口
都道府県	総額の1割	市町村と同じ

ウ 使途

市 町 村	<ul style="list-style-type: none">・ 森林の整備に関する施策・ 森林整備を担う人材の育成・確保、普及啓発や木材利用の促進その他森林整備の促進に関する施策
都道府県	<ul style="list-style-type: none">・ 市町村が実施する施策の支援に関する施策・ 市町村が実施する森林整備の円滑な実施に資するための施策・ 森林整備を担う人材の育成・確保、普及啓発や木材利用の促進その他森林整備の促進に関する施策

エ 公表

市町村及び都道府県の長は、決算を議会の認定に付したときは、遅滞なく、森林環境譲与税の使途に関する事項について、インターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。(法第34条第3項)

2 令和元年度の取組状況について

(1) 令和元年度の譲与額

区分	譲与額
市 町 村	3億8,940万円
神奈川県	9,735万円
計	4億8,675万円

※令和元年度は市町村に対する助言・指導が重きをなすことから、譲与額に対する県及び市町村の割合は、県2割、市町村8割で配分。

(2) 市町村の取組状況

事業を実施した市町村は、19市町村であった。事業区分別の実施状況は以下のとおり。

- ・ 森林整備(林道整備などを含む) : 14市町村
- ・ 木材利用・普及啓発 : 10市町
- ・ 人材育成・担い手確保 : 2市町

なお、全額基金に積み立てて令和2年度以降に活用するとしている市町村は、14市町であった。

(3) 県の取組状況

ア 市町村への技術支援等を行う「かながわ市町村林政サポートセンター」や技術者を紹介する人材バンクを設置し、巡回指導や技術研修会等を実施

イ 市町村における木材利用を促進するため、市町村の取組のモデルとなる事業を実施

ウ 都市部の市町における森林整備を進めるため、森林整備の必要性を判定する森林現況予備調査を実施

＜県の取組状況＞



かながわ市町村林政サポートセンターによる市町村職員を対象とした技術研修会の様子
(秦野市菩提地内)



木材利用のモデル事業による県産木材を使用したベビーラウンジ
(横浜市金沢区：三井アウトレットパーク横浜ベイサイド内)

3 使途公表について

(1) 公表の考え方

県では、平成19年度より水源環境保全税を導入し、水源地域の森林の保全・再生を進めていることから、森林環境譲与税による取組にあたっては、両税の使途をすみ分け、効果的に組み合わせることで、県内全ての森林の保全・再生を図ることとしている。

そこで、使途の公表にあたっては、県が実施した森林環境譲与税の取組だけでなく、市町村の取組及び水源環境保全税の取組と併せて分かりやすく見える化するとともに、その成果を示すことにより、両税に対する県民の理解の醸成を図っていく。

(2) 公表の主な内容（案）

ア 使途の内容

国から示された公表の様式例を参考に、森林環境譲与税及び水源環境保全税の両税の取組について、県及び市町村別に「事業区分」、

「事業名」、「事業費」、「事業内容」、「実績数量」、「実施場所」及び「状況写真」を公表する。

イ 取組の成果

本県独自の工夫として、両税の取組の成果を代表的な指標を用いて分かりやすく見える化して公表する。

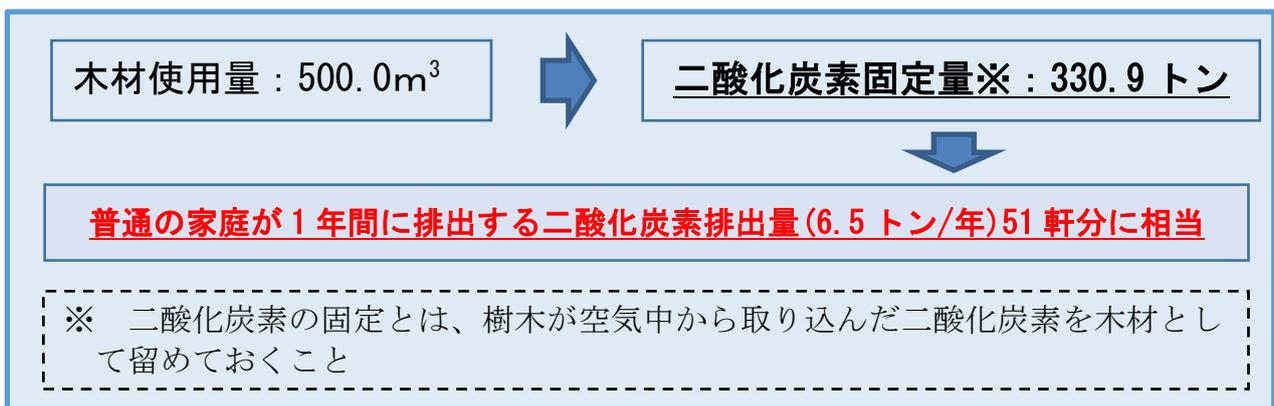
<指標（案）>

森林環境譲与税：・木材利用により固定された二酸化炭素の量
・森林整備に置き換えた場合の貢献面積

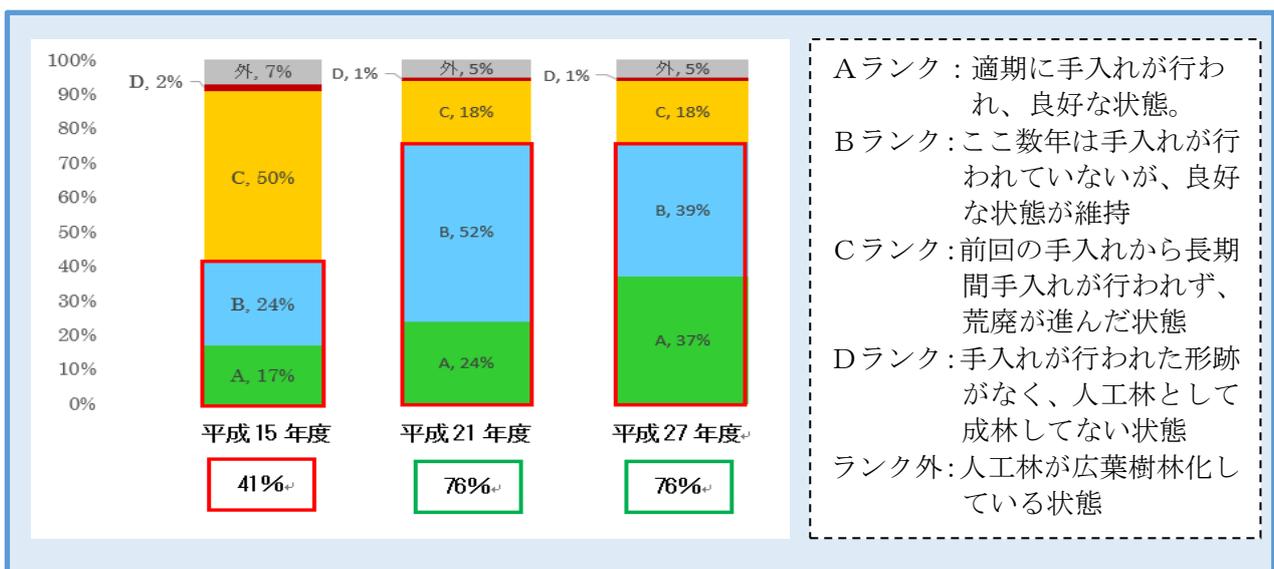
水源環境保全税：・手入れが行き届いた人工林の割合
・土壌の保護に重要な下草が良好に育っている森林の割合

(指標のイメージ)

木材利用により固定された二酸化炭素の量（森林環境譲与税の例）



手入れが行き届いた人工林の割合（水源環境保全税の例）

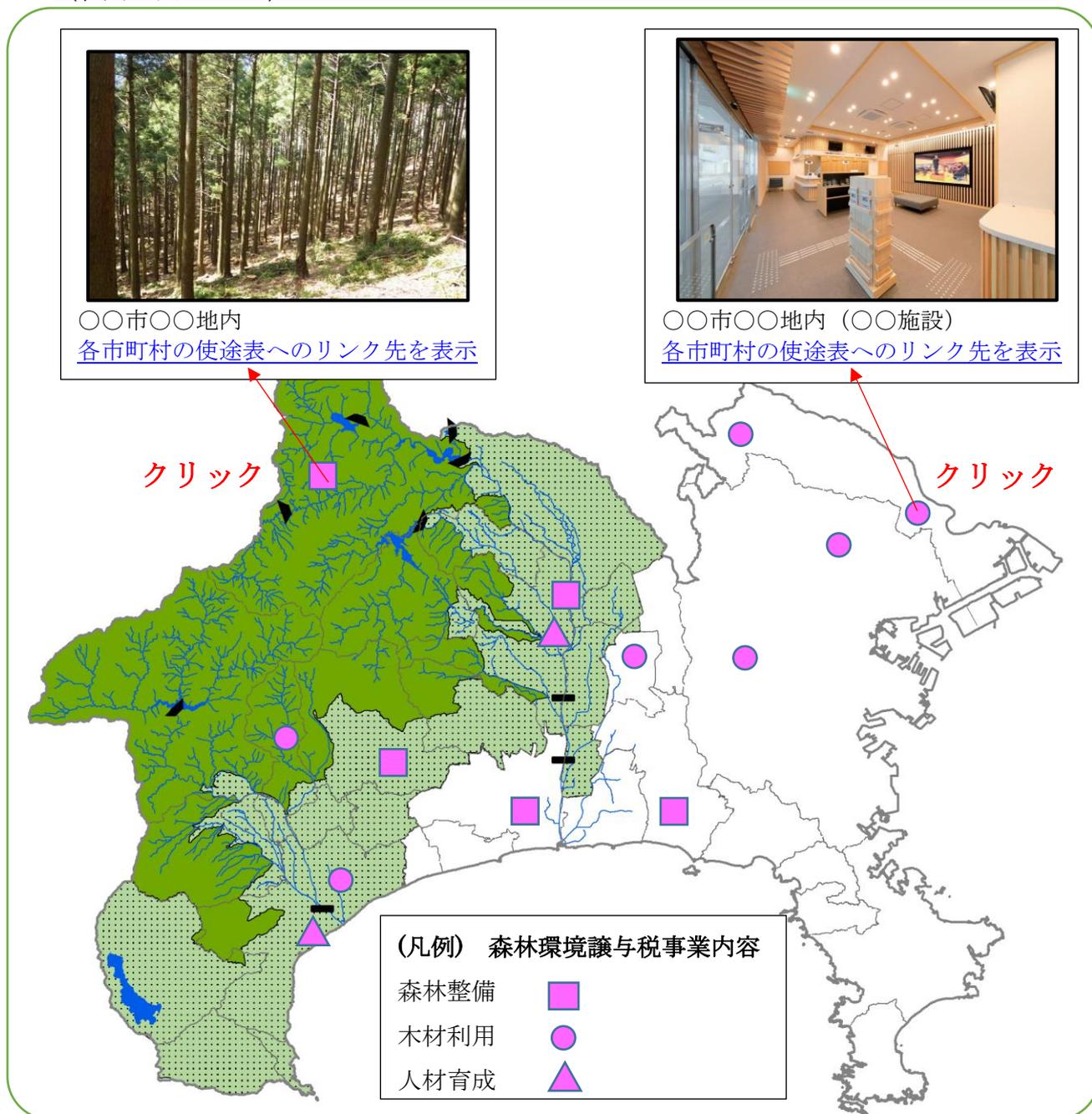


ウ その他

県民に分かりやすく公表するため、次のような工夫を行う。

- ・ 森林環境譲与税及び水源環境保全税の相乗効果を説明する図などを表示
- ・ 取組位置を地図上に示すとともに、取組位置をクリックすることで取組内容の画像や詳細情報を表示

(表示イメージ)



(3) 公表方法

県及び市町村のホームページにおいて公表する。

4 今後のスケジュール（予定）

令和2年9月～10月 公表内容の作成

令和2年11月 決算の議会認定（県・市町村）

令和2年12月 公表内容確定・ホームページにて公表

IV 神奈川県漁港管理条例の一部改正について

神奈川県漁港管理条例に基づく占用料は、神奈川県道路占用料徴収条例、神奈川県海岸占用料等徴収条例及び港湾の設置及び管理等に関する条例（以下「道路占用料徴収条例等」という。）に準拠している。

道路法施行令が改正（令和2年4月施行）されたことに伴い、道路占用料徴収条例等について、平成30年度の固定資産税評価額の評価替え等を踏まえた占用料の改定などが検討されており、準拠する神奈川県漁港管理条例の改正を検討していることから、その概要について報告する。

1 改正素案の概要

(1) 改正内容

準拠する道路占用料徴収条例等に合わせて、次の点を改正する。

ア 占用料の額の見直し

イ 級地区分の見直し（三崎漁港が所在する三浦市の級地区分を第二級地から第三級地に変更する。小田原漁港が所在する小田原市の級地区分は第二級地のまま変更なし。）

ウ 「支線柱及び支線」の区分の削除（県独自の区分を国に合わせる。）

エ 電柱の区分の細分化

オ 線類の占用料の条例別表第2への明記

(2) 占用料

ア 漁港施設（別表第2関係）

占用物件	単位	改正素案		現行	準拠 条例
		漁港名			
		三崎漁港	小田原漁港		
第一種電柱	本/年	1,560円	1,880円	2,790円	道路
第二種電柱		2,400円	2,890円		
第三種電柱		3,240円	3,890円		
第一種電話柱		1,400円	1,680円		
第二種電話柱		2,230円	2,690円		
第三種電話柱		3,070円	3,690円		
支線柱及び支線		(削除)			
その他の柱類		140円	170円	160円	
看板	m ² /年	1,510円	4,730円	4,580円	
標識	本/年	2,230円	2,690円	2,590円	

管類	外径0.07m未満	m/年	59円	70円	68円	道路
	外径0.07m以上0.1m未満		84円	100円	97円	
	外径0.1m以上0.15m未満		130円	150円	150円	
	外径0.15m以上0.2m未満		170円	200円	190円	
	外径0.2m以上0.3m未満		250円	300円	290円	
	外径0.3m以上0.4m未満		340円	400円	390円	
	外径0.4m以上0.7m未満		590円	700円	680円	
	外径0.7m以上1m未満		840円	1,010円	970円	
	外径1m以上2m未満		1,680円	2,010円	1,940円	
	外径2m以上		3,350円	4,030円	3,890円	
線類	上空に設けるもの		14円	17円	(規定なし)	
	地下に設けるもの		8円	10円	(規定なし)	

イ 国有海浜地等（別表第3関係）

占用物件	単位	改正素案		現行	準拠 条例
		漁港名			
		三崎漁港	小田原漁港		
通路、作業場、材料置場等	m ² /年	230円	250円	230円	海岸
倉庫、物置、小屋、栈橋、橋りょう等		520円	550円	500円	
住宅、事務所及び工場		900円	970円	900円	独自
海水浴施設、売店、休憩所及びバンガロー		2,760円	3,000円	2,640円	海岸
係船浮標、係船くい、信号浮標及び信号柱	基/年	670円	700円	640円	港湾
第一種電柱～第三種電柱	本/年	(別表第2と同じ)			道路
第一種電話柱～第三種電話柱		(別表第2と同じ)			
支線柱及び支線		(削除)		740円	
その他の柱類		140円	170円	(規定なし)	
鉄塔	m ² /年	1,400円	1,490円	1,360円	海岸
看板		(別表第2と同じ)			
管類	m/年	(別表第2と同じ)			道路
線		14円	17円	16円	
類		8円	10円	10円	

2 今後のスケジュール（予定）

令和2年11月 条例改正議案を提出

令和3年4月 改正条例の施行

V 神奈川県漁業調整委員会委員の選任について

平成30年12月に漁業法等の一部を改正する等の法律（以下「改正法」という。）が公布された。これに伴い、海区漁業調整委員会委員の選任方法も改められたが、新たな選任制度は、委員を広く公募し、県議会の同意を得た上で知事が任命することから、その概要について報告する。

1 海区漁業調整委員会の概要

(1) 委員会設置の根拠

ア 海区漁業調整委員会は、海面につき農林水産大臣が定める海区に置く。（改正法第136条関係）

イ 執行機関として法律の定めるところにより都道府県に置かなければならない委員会として海区漁業調整委員会が定められている。（地方自治法第138条の4及び第180条の5関係）

(2) 委員会の機能・権限

漁業調整委員会は、その設置された海区又は海域の区域内における漁業に関する事項を処理する。（改正法第135条関係）

ア 諮問事項：漁場計画の決定、漁業権免許申請の審査など

イ 建議事項：免許の内容等を定めるべき旨など知事に対する意見具申

ウ 決定事項：自らが決定機関として行う裁定、指示、認定

2 委員の構成及び任期

(1) 委員の定数：15名

(2) 委員の区分と区分毎の人数

ア 漁業者委員：11名

イ 学識経験者：3名

ウ 中立委員：1名

（委員の過半数を漁業者等とする。（改正法第138条5項関係））

(3) 任期：令和3年4月1日から令和7年3月31日まで（4年間）

3 選任方法

漁業に関する識見を有し、その職務を適切に行うことができる者のうちから、知事が議会の同意を得て任命する。（改正法第138条第1項関係）

4 募集の方法

いずれの委員についても関係機関への推薦を求める他、公募により広く受け付ける。（改正法139条第1項関係）

(1) 漁業者委員について

本県の漁業協同組合を構成員とする「神奈川県漁業協同組合連合会」

に対し、神奈川県沿岸域の地区代表の推薦を求める。

(2) 学識経験者について

資源管理及び漁業経営に関する学識経験の他、水産の行政経験を有する者も学識経験に含めて選任することとし、大学等関係機関及び「神奈川県漁業協同組合連合会」に対し、それぞれの経験を有する者について推薦を求める。

(3) 中立委員について

海区漁業調整委員会の所掌に属する事項に利害関係を有しない者が含まれる必要があり、法律的な見地から専門的な助言を受けることができることから、弁護士資格を有する者等から選任することとし、弁護士会に対し、推薦を求める。

5 候補者選定委員会の設置及び選定基準の公表

任命過程の公正性・透明性を確保する必要があることから、外部委員を含む海区漁業調整委員会委員候補者選定委員会を設置する。

また、任命過程の透明性を担保するため、公募にあたってはあらかじめ選定基準を定め公表する。

候補者選定委員会の構成

- ・ 神奈川県海区漁業調整委員会会長
- ・ 神奈川県海区漁業調整委員会事務局長
- ・ 神奈川県漁業協同組合連合会代表理事長
- ・ 農林中央金庫関東業務部長
- ・ 学識経験者
- ・ その他知事が必要と認める者

6 今後のスケジュール（予定）

令和2年9月 委員候補者の推薦依頼及び公募

10月 候補者選定委員会での選考及び選定過程の公表

令和3年3月 任命候補者の同意議案を提出

知事による任命

海区漁業調整委員会に係る漁業法改正の概要

	法改正後	法改正前
定数・構成	① 委員定数 15名 〔条例により10～20名までの範囲内で増減可〕	① 委員定数 15名
	② 構成 <各委員共通> ・年齢、性別に著しい偏りが生じないよう配慮しなければならない <漁業者委員> ・過半数を占めなければならない ・漁業種類、操業区域等に著しい偏りが生じないよう配慮しなければならない <学識経験者・中立委員> ・学識経験者や利害関係を有しない者が含まれるようにしなければならない	② 構成 <漁業者委員> ・9名 <学識経験者・公益代表者> ・併せて6名
	③ その他 ・漁業者、漁業者団体等から推薦を求めるとともに、委員の募集を行わなければならない	—
選任方法	<漁業者委員> ・知事が議会の同意を得て任命 <学識経験者・中立委員> ・知事が議会の同意を得て任命	<漁業者委員> ・公職選挙法により選任 <学識経験者・公益代表者> ・知事が選任